

# 意見募集

みなさまのご意見・情報をお寄せください

神戸市ペット火葬施設設置等に関する  
要綱の制定及び関係要綱の廃止

意見募集期間

2026年6月19日～7月21日

問い合わせ先

健康局環境衛生課

078-322-5265

## 1 意見募集期間

2026年6月19日（金曜）～2026年7月21日（火曜）

## 2 意見の提出方法

次のいずれかの方法等によりご提出ください。

(1) 郵送による提出

〒650-8570（宛先住所記入不要）  
健康局環境衛生課 意見募集あて

(2) ファクシミリ による提出

(078)322-2725 環境衛生課 意見募集あて

(3) 電子メールによる提出

アドレス: seikatsueisei\_kankyo@city.kobe.lg.jp  
件名には「意見募集」と記載いただき、コンピューターウイルスへの感染防止のため、添付ファイルは使用せず、メール本文にテキスト形式で入力してください。

(4) 持参による提出

健康局環境衛生課  
市役所 1号館 20階  
平日 8時45分～12時、13時～17時30分までの間

(5) 神戸市ホームページ(意見募集)上の意見送信フォームによる提出

## 3 注意事項

- (1) この案件は、神戸市民の方のみならず、どなたでも提出していただけます。
- (2) 書式は自由ですが、必ず提出者の住所及び氏名（法人その他の団体の場合は、名称及び所在地及び代表者の氏名）を記載してください。
- (3) 提出される書式には、「神戸市ペット火葬施設設置等に関する要綱の制定及び関係要綱の廃止」に対してのご意見・情報であることを明記してください。
- (4) 電話などによる口頭のご意見・情報の受付及びいただいたご意見・情報に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- (5) いただいたご意見・情報に対する神戸市の考え方等を、神戸市ホームページにて2026年8月下旬頃（予定）に掲載いたします。

ホームページがご覧いただけない場合は、市政情報室でご覧いただくことができます。

#### 4 個人情報の取扱いについて

- (1) ご提出いただきましたご意見・情報は、住所、氏名、個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報等、公表することが不適切な情報（神戸市情報公開条例第10条各号に規定する情報）を除いて、ホームページ等で公表させていただきます。
- (2) 個人情報等の取扱いには十分注意し、個人が特定できるような内容では掲載いたしません。
- (3) ご意見・情報、氏名、住所、電子メールアドレス等につきましては、個人情報の保護に関する法律等に基づき、他の目的に利用・提供しないとともに、適正に管理いたします。
- (4) ご提出いただいたご意見・情報の考慮に際し、内容を確認させていただく場合がありますので、氏名・住所の記載をお願いしています。

## 神戸市ペット火葬施設設置等に関する要綱の制定 及び関係要綱の廃止について

### 1 趣旨

ペットの火葬については、ばい煙、悪臭、騒音等の発生や、施設の設置又は火葬の実施に対する心理的な抵抗感から、地域の生活環境への影響について周辺住民から不安の声が寄せられます。

このような状況を踏まえ、本市においては、公衆衛生の維持及び市民の良好な生活環境の確保を図るため、ペットの火葬を業として行う事業者の責務その他必要な事項を定める「神戸市ペット火葬施設設置等に関する要綱」を制定し、周辺環境に配慮した適正な事業運営の確保を図ります。

なお、「神戸市ペット動物火葬施設設置に関する指導要綱（平成14年8月施行）」については、対象が限定的であったことや、手続が複雑であったことから、本要綱の制定をもって廃止します。

### 2 概要

#### (1) 対象

本要綱は、市内においてペット火葬施設又はペット移動火葬車を使用してペットの火葬を業として行う事業者を対象とします。

#### (2) 届出制度の規定

ペット火葬施設の設置又はペット移動火葬車の使用を開始する場合には、あらかじめ市長への届出を求めます。届出においては、施設の設置場所や設備の概要、ペット移動火葬車の場合は車両に関する情報等の提出を求め、市内で活動する事業者の状況を把握するとともに、必要に応じた指導を行います。

#### (3) 近隣住民への説明等

ペット火葬施設の設置にあたっては、近隣住民とのトラブルの未然防止を図るため、事業者に対し、近隣住民への説明会の実施その他の方法により営業内容の周知を求めます。また、近隣住民からの要望に対しては、適切かつ迅速に対応するよう求めます。

#### (4) 構造設備の基準及び事業者の責務

周辺環境への影響の低減を図るため、事業者に対して施設の構造設備の基準及び事業者の責務を定めます。主な内容は以下のとおりです。

- ・火葬炉の適切な燃焼性能及び防臭対策

- ・動物の死体の適切な保管及び取扱い
- ・施設内外の清潔保持及び衛生管理
- ・ばい煙、悪臭、騒音の発生防止への配慮
- ・苦情への迅速な対応

#### **(5) 報告及び立入調査**

市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、火葬に関する状況の報告を求めるとともに、施設等への立ち入り及び設備の確認について協力を求めることができ、必要に応じて指導を行います。

#### **(6) 関係要綱の廃止**

本要綱の制定に伴い、従前の「神戸市ペット動物火葬施設設置に関する指導要綱」及び「同要綱細目」については、内容を整理・統合するため廃止します。

### **3 施行予定日**

令和8年9月1日